

令和2年4月10日

指定居宅介護支援事業所 管理者様
地域密着型介護老人福祉施設 施設長様
介護保険施設 施設長様
地域包括支援センター センター長様

健康福祉局長寿社会部介護保険課長

新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて（通知）

日頃から、本市の介護保険制度の実施に御協力いただき厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて、厚生労働省老健老人保険課からの通知に基づき、本市の取扱いは以下のとおりとしますので、適切に御対応いただきますようお願い申し上げます。

1 国通知に基づき臨時的な取扱いをする被保険者

更新申請中の方で、新型コロナウイルス感染症への感染拡大防止を図る観点から面会が困難なことにより認定調査が行えない被保険者。

2 臨時的な取扱いの内容について

(1) 認定有効期間について

従来の有効期間に新たに12か月を合算した期間の認定を行います。

ただし「要介護1（不安定）」の場合は合算期間を6か月とします。

12か月合算の例：従来の認定有効期間 平成30年6月1日～令和2年5月31日

⇒ 新しい認定有効期間 令和2年6月1日～令和3年5月31日

(2) 要介護状態区分等について

従来の要介護状態区分または要支援状態区分を引き継ぎます。

3 認定調査実施可否等の判断について

更新申請者に対し、「調査書」および「確認書兼同意書」を送付します。

認定有効期間を延長する、または認定調査を希望する、いずれかを選択し、確認書兼同意書を申請先の窓口へ返送していただきます。

認定有効期間を延長することを希望された場合は、認定有効期間延長後の被保険者証を被保険者宛に送付します。

認定調査を希望することを希望された場合は、後日改めて区の担当者が日程の調整を行います。なお、すでに認定調査を行っている方は認定有効期間延長の取扱いはできません。

代行で申請される場合などで、申請者の事情や申し添えたいことなどありましたら、申請先の区役所、地区健康福祉ステーションまで御連絡ください。

4 本通知の取扱いの終了について

国からの通知等に基づき判断します。

また、今後国からの通知等により、上記の取扱いが変更となる可能性があります。

5 その他取扱いについて

区分変更申請・新規申請の被保険者については、上記の臨時的な取扱いの対象とはされておられません。被保険者やその御家族等が訪問調査の保留を希望された場合、暫定ケアプランでサービスを御利用になることもあると思いますが、利用者に給付がなされないなどの不利益が生じることはないよう、適切な対応をお願いします。

6 参考資料（別添参照）

・新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて（その4）（厚生労働省）

7 各区・各地区 申請窓口・問い合わせ先

川崎区役所高齢・障害課介護認定給付係

所在地：〒210-8570 川崎区東田町8番地 電話：044-201-3282

大師地区健康福祉ステーション認定給付担当

所在地：〒210-0812 川崎区東門前2丁目1番1号 電話：044-271-0152

田島地区健康福祉ステーション認定給付担当

所在地：〒210-0852 川崎区鋼管通2丁目3番7号 電話：044-322-1990

幸区役所高齢・障害課介護認定給付係

所在地：〒212-8570 幸区戸手本町1丁目11番地1 電話：044-556-6655

中原区役所高齢・障害課介護認定給付係

所在地：〒211-8570 中原区小杉町3丁目245番地 電話：044-744-3179

高津区役所高齢・障害課介護認定給付係

所在地：〒213-8570 高津区下作延2丁目8番1号 電話：044-861-3263

宮前区役所高齢・障害課介護認定給付係

所在地：〒216-8570 宮前区宮前平2丁目20番5号 電話：044-856-3245

多摩区役所高齢・障害課介護認定給付係

所在地：〒214-8570 多摩区登戸1775番地1 電話：044-935-3185

麻生区役所高齢・障害課介護認定給付係

所在地：〒215-8570 麻生区万福寺1丁目5番1号 電話：044-965-5198

（担当）介護保険課認定係

内線32621

事 務 連 絡
令和 2 年 4 月 7 日

各都道府県介護保険担当主管部（局） 御中

厚生労働省老健局老人保健課

新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて（その4）

「新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて」（令和2年2月18日厚生労働省老健局老人保健課事務連絡）において、介護保険施設や病院等において、入所者等との面会を禁止する等の措置がとられることにより、当該施設等に入所している被保険者への認定調査が困難な場合、当該被保険者の要介護認定及び要支援認定の有効期間については、従来の期間に新たに12ヶ月までの範囲内で市町村が定める期間を合算できることをお示したところです。

今般、当該被保険者以外の全ての被保険者について、新型コロナウイルス感染症への感染拡大防止を図る観点から面会が困難な場合においては、要介護認定及び要支援認定の有効期間を、従来の期間に新たに12ヶ月までの範囲内で市町村が定める期間を合算できることとします。

については、本件事務連絡について、管内の市町村に周知をお願いします。

厚生労働省老健局老人保健課介護認定係
担当者：鶴澤、島田
T E L 03-5253-1111（内線 3944, 3945）
F A X 03-3595-4010
電子メール roukenkanintei@mhlw.go.jp